



# 労働かながわ

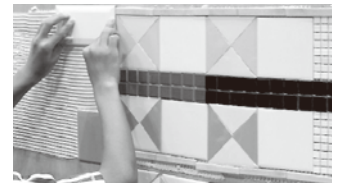
2018 7・8月号  
No.714

## ～かながわ しごと・技能体験フェスタ2018を開催します!～

小・中学生等を対象に、普段の生活では見ることや体験することができない、職人が持つ高い技能や技術を体験できる「参加・体験型イベント」を次のとおり開催します。

みなさまのご来場をお待ちしています。

- ◆開催日時：7月24日(火)～25日(水) 10:00～16:00
- ◆会場：パシフィコ横浜 展示ホールD
- ◆入場無料
- ◆主な内容：◇体験教室(ものづくり体験・しごと体験) ◇技能五輪紹介  
◇アトラクション ◇デモンストレーション ◇学校紹介 ◇技能展 ほか
- ◆問合せ先：神奈川県職業能力開発協会 かながわ技能振興コーナー  
TEL：045-633-5403  
詳しい情報はこちら <http://www.kanagawa-ginou.com/>



体験教室(ものづくり体験・しごと体験)



アトラクション

## 第16回 神奈川県障害者技能競技大会出場選手募集

障害のある方々が日ごろ職場等で培った職業技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の方々が障害者雇用に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることを目的として開催される本大会の出場選手を募集しています。ぜひ奮ってご応募ください。

- 名称：第16回神奈川県障害者技能競技大会(アビリンピック神奈川2018)
- 開催日：平成30年10月25日(木)、27日(土)
- 会場：神奈川障害者職業能力開発校(相模原市南区桜台13-1)
- 競技種目：DTP、ビルクリーニング、縫製など12種目 ※機械CADのみ25日(木)開催を予定。
- 申込期間：平成30年7月2日～平成30年7月31日
- 申込先：(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構神奈川支部 高齢・障害者業務課(横浜市旭区南希望が丘78番地)
- 申込書：(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構神奈川支部 HP(下記アドレス)を御参照ください。
- 費用：無料
- 詳細：<http://www.jeed.or.jp/location/shibu/kanagawa/>

- 問合せ先：(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構神奈川支部 高齢・障害者業務課  
TEL 045-360-6010 FAX 045-360-6011  
神奈川産業労働局労働部産業人材課 技能振興グループ  
TEL 045-210-5720 FAX 045-201-6952

### 主な内容

- かながわ しごと・技能体験フェスタ 2018のお知らせ ..... P.1
- 第16回神奈川県障害者技能競技大会出場選手募集のお知らせ ..... P.1
- 平成29年度神奈川県労働相談の概況 ..... P.2
- 働き方改革企業担当者交流会のお知らせ ..... P.3
- テレワーク体験セミナー及びテレワーク・デイズのご案内 ..... P.3
- スキルアップセミナー(在職者訓練)のご案内 ..... P.3

# 平成29年度神奈川県労働相談の概況

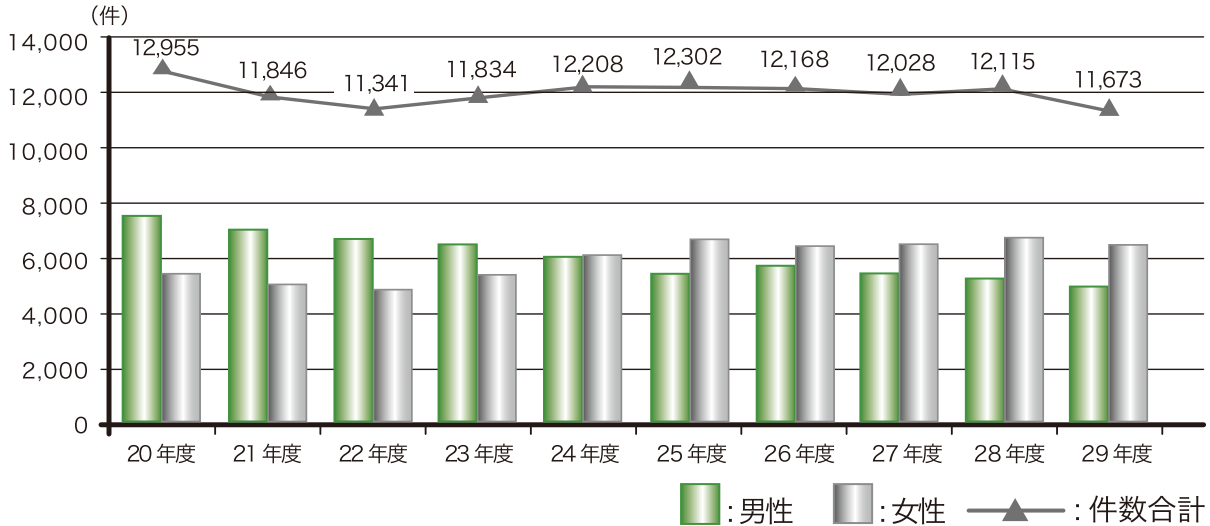
## —相談件数は1万1千件超、依然として高水準—

県のかながわ労働センターに設置している労働相談窓口では、職場で起こる様々なトラブル等について、働く人たちや使用者からの相談に応じています。

このたび、平成29年度の労働相談の概況をとりまとめました。

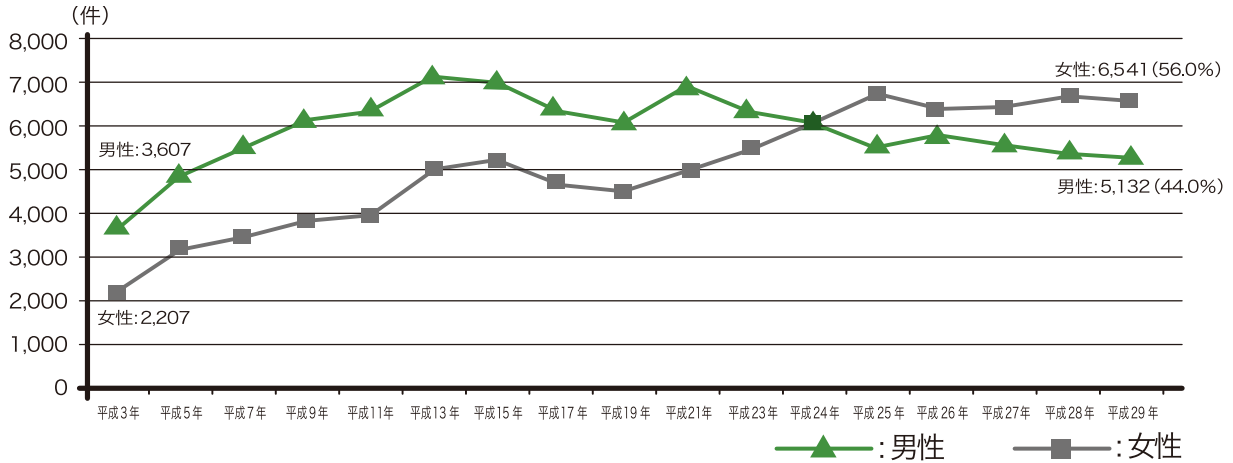
平成29年度の相談件数は11,673件(3.6%減)で、前年度と比べ減少したものの、12,000件前後で推移しており、依然として高水準である。

### 【相談件数の推移】



女性からの相談件数は、6,541件(2.3%減)で、6年連続して男性を上回った。

### 【男女別相談件数の推移】



### 相談内容の上位3項目は「解雇・雇止め・退職」、「労働時間」、「賃金」

相談内容の項目数は19,007件(※)であり、前年度に比べ34件、0.2%増加した。

(※)1件の相談で、複数項目にわたる相談があるため相談件数を上回る。

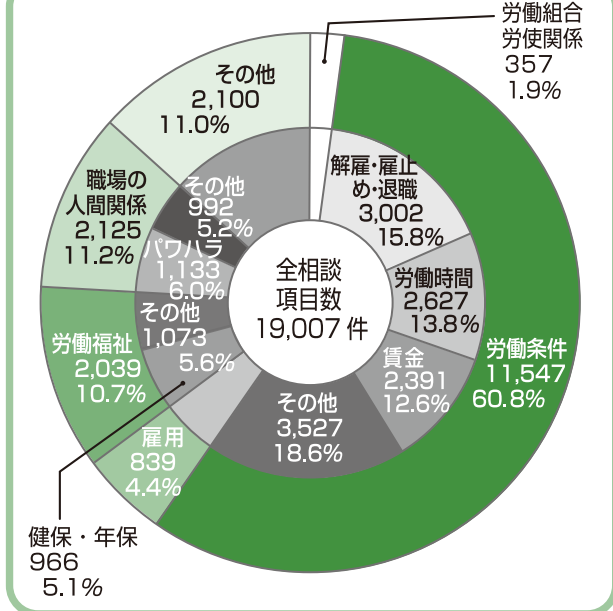
相談項目のうち、解雇や賃金、労働時間などの「労働条件」に係るものが11,547件と全体の60.8%を占めている。

そのうち、「解雇・雇止め・退職」に関するものが3,002件(構成比15.8%)で最多、次いで、時間外労働や有給休暇などの「労働時間」に関するものが2,627件(同13.8%)、賃金不払いなど「賃金」に関するものが2,391件(同12.6%)の順となっており、この上位3項目で、相談項目全体の42.2%を占めた。

中でも、「賃金」に関する相談は、前年度と比べ11.3%増加した。過去5年間の上位5位をみると、平成25年度は「職場の人間関係」が2位だったが、平成26年以降は「解雇・雇止め・退職」「労働時間」「賃金」が上位3位を占め、「職場の人間関係」は4位となっている。また、平成29年度は「労働契約・採用」が5位に上昇した。

次ページへ続く ➡

## 【相談項目数の概要】



## 【年度別相談項目上位5位】

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談項目計(構成比)	20,360件 (100.0%)	18,492件 (100.0%)	19,242件 (100.0%)	18,973件 (100.0%)	19,007件 (100.0%)
1位	解雇・雇止め・退職 3,361 (16.5%)	解雇・雇止め・退職 3,163 (17.1%)	解雇・雇止め・退職 3,159 (16.4%)	解雇・雇止め・退職 2,989 (15.8%)	解雇・雇止め・退職 3,002 (15.8%)
2位	職場の人間関係 2,638 (13.0%)	賃金 2,254 (12.2%)	労働時間 2,220 (11.5%)	労働時間 2,572 (13.6%)	労働時間 2,627 (13.8%)
3位	労働時間 2,322 (11.4%)	労働時間 2,211 (12.0%)	賃金 2,114 (11.0%)	賃金 2,149 (11.3%)	賃金 2,391 (12.6%)
4位	賃金 2,174 (10.7%)	職場の人間関係 2,054 (11.1%)	職場の人間関係 2,035 (10.6%)	職場の人間関係 1,914 (10.1%)	職場の人間関係 2,125 (11.2%)
5位	雇用 1,191 (5.8%)	雇用 1,024 (5.5%)	雇用 1,004 (5.2%)	健康保険・年金保険 1,176 (6.2%)	労働契約・採用 1,154 (6.1%)

詳しくはこちらへ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/prs/r4336415.html>

## 働き方改革企業担当者交流会

女性自身がリーダーシップを身につけるために企業は何をすればよいのか、そして女性リーダーを輩出することの効果とは？グループワークを通じて具体策を考えます。

日時：平成30年9月10日(月) 10:00～12:00

会場：かながわ県民センター 1501会議室 横浜市神奈川区鶴屋町2-2 4-2 (横浜駅西口・きた西口より徒歩約5分)

講師：社会保険労務士法人ワーク・イノベーション 代表 菊地 加奈子氏

テーマ：「女性リーダー育成で企業を変える ～女性活躍推進とダイバーシティーマネジメント～」

申込：県のホームページから申込できます。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/koryukai/index.html>

問合せ先：神奈川県産業労働局労働部労政福祉課両立支援グループ TEL 045-210-5746

## テレワーク体験セミナー及びテレワーク・デイズのご案内

《 県内の中小企業の経営層向け「中小企業・経営視点のテレワーク体験セミナー」 》

「日本でいちばん大切にしたい会社 2017」特別賞受賞のゾーホージャパン(株)社長が登壇！テレワークを活用した会社経営の手法や効果を語ります。

日時：平成30年9月7日(金) 14:00～16:00 引き続き16:00より個別相談及びサテライトオフィス見学会

会場：TKP 横浜ビジネスセンター カンファレンスルーム 7A 横浜市神奈川区鶴屋町 3-30-8 定員：60名

※担当者向けのセミナーも今後開催を予定しています。詳細決定後、下記ホームページに掲載します。

詳細・申込：<http://www.telework-management.co.jp/>

問合せ先(神奈川県事業委託先)：株式会社 テレワークマネジメント

TEL 03-3265-5012 担当 / 三輪、田中

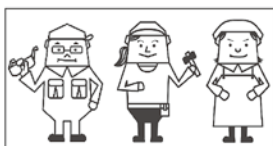
《 テレワーク・デイズ 》

総務省等では、7月23日～27日を「働く、を変える日 TELEWORKDAYS〈テレワーク・デイズ〉」として、テレワークの実施団体・応援団体等の参加募集を行っています。

詳細はこちらをご覧ください。 <https://teleworkdays.jp/>

### スキルアップセミナー (在職者訓練)のご案内

技術を身につけ、業務の充実  
向上にお役立てください！



会社を強くするスキル。  
あなたを強くするスキル。

県立産業技術短期大学校や職業技術校等では、主に中小企業等に在職中の方を対象に、様々な専門分野のセミナーを開催しています。仕事に必要な技術を身につけるために、スキルアップセミナーをぜひご利用ください。ご希望の多い講座内容であらかじめ日程を設定して募集する「メニュー型」と、企業や団体の方々のご要望に応じ開催する「オーダー型」の2種類のセミナーを実施しています。

【セミナー例】★工業技術分野「3Dプリンタ入門」「JavaScriptを利用したホームページ作成」等★建築技術分野「壁紙の張り方」「第三种冷凍機械責任者試験講習」等★社会サービス分野「介護福祉士試験直前講習」「プロから学ぶ調理技術」等★管理・経営・階層別分野「現状打破のための企画力アップ講座」等、様々なセミナーを実施しています。申込み方法や内容等についての詳細はホームページをご覧ください。

スキルアップセミナーのホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/xa4/seminar/index.html>

【問合せ先】神奈川県産業労働局労働部産業人材課 TEL 045-210-5715

# かながわ労働情勢 4 5 月

## I 主要労働団体の機関開催

### ■連合神奈川

【第 353 回 五役会、第 326 回 執行委員会】

4 月 24 日、第 353 回 五役会、第 326 回 執行委員会を開催し、次のとおり協議した。

#### 【協議事項】

- 1 各種委員の推薦等について
- 2 政治活動の取組について
- 3 2018 年春季生活闘争方針(案)その5について
- 4 2018 年度「個別労働紛争解決研修(基礎研修)」の募集について
- 5 「連合神奈川講師団」講師派遣の活用について
- 6 国際連携の取組について(中国・関プロ)
- 7 青年委員会の今後の活動について
- 8 女性委員会の今後の活動について(男女平等月間の取組)

【第 354 回 五役会、第 327 回 執行委員会】

5 月 22 日、第 354 回 五役会、第 327 回 執行委員会を開催し、次のとおり協議した。

#### 【協議事項】

- 1 役員の変更、各種委員の推薦等について
- 2 第 29 回中央委員会の開催について
- 3 大会・中央委員会における女性特別枠の取り扱いについて
- 4 政治活動の取組について
- 5 連合神奈川「ピースウィーク」の行動について
- 6 2018 環境クリーンキャンペーンの実施について
- 7 女性委員会「幹事研修会」について
- 8 「ストップ! 児童労働キャンペーン」への協力について

### ■神奈川労連

【第 6 回幹事会】

4 月 7 日、第 6 回幹事会を開催し、次のことを協議した。

- 1 春の組織拡大月間の到達と特徴
- 2 18 年国民春闘における職場の回答・団体交渉の状況

3 安倍改憲 NO! 全国統一署名の取組と推進

4 第 89 回メーデー

【第 7 回幹事会】

5 月 9 日、第 7 回幹事会を開催し、次のことを協議した。

- 1 18 年国民春闘の中間まとめ
- 2 5 月から定期大会までの運動方針
- 3 第 7 期組織拡大 3 か年計画案
- 4 地域労組協議会の発展・強化方針について

## II 主要労組の定期大会

### ■よこはまシティユニオン

よこはまシティユニオン(日和田典之執行委員長、約 90 人)は、4 月 21 日、港湾労働者福祉センターにおいて、代議員、役員、来賓等約 60 人が出席し、第 21 回定期大会を開催した。

#### 【運動方針の要旨】

- 1 組織の強化拡大
- 2 労働相談体制の強化
- 3 争議対策の強化
- 4 政治的・社会的・国際的課題の取組
- 5 その他

#### 【役員の名】

執行委員長 日和田 典之(全造船関東地協労組 JFE 分会)

副執行委員長 持橋 多聞(全造船関東地協労組 JFE・日本鋼管 OB)

// 菊池 克仁(全造船関東地協労組 日本オートマチック

マシン(JAM)分会)

// 伊藤 明子(横浜市リハビリテー

ション事業団)

// 中村 一英(元全造船ジャルコ分会)

## III 使用者団体

### ■神奈川県経営者協会

一般社団法人神奈川県経営者協会(石渡恒夫会長、約 400 社)は、5 月 28 日、ロイヤルホール

ヨコハマにおいて第 70 回定時総会を開催した。

#### 【議事】

- 1 平成 29 年度事業報告及び決算報告について
- 2 平成 30 年度事業計画及び収支予算について
- 3 その他

#### 【役員氏名】

会 長 石渡 恒夫(京浜急行電鉄(株))

副 会 長 辻田 浩志(味の素(株)川崎事業所)

// 結城 隆(株)アマダホールディングス)

// 滝澤 秀之(相模鉄道(株))

// 石毛 俊朗(JFE スチール(株)東日本製鉄所)

// 高橋 泰成(東京電力パワー

グリッド(株)神奈川総支社)

// 柴垣 徹(東芝エネルギーシ

テムズ(株)京浜事業所)

// 大野 弘(すてきなイスグルー

プ(株)ナイス(株))

// 村田 和彦(日産自動車(株)

横浜工場)

// 湯村 浩一(三菱重工業(株)

横浜製作所)

専 務 理 事 畑野 耕逸((一社)神奈川県

経営者協会)

## IV 労働福祉関係団体

### ■神奈川県労働者福祉協議会

神奈川県労働者福祉協議会(柏木教一会長)は、5 月 23 日、ワークピア横浜において、第 49 回定期総会を開催した。

#### 【議事】

1 2017 年度活動経過報告

2 2017 年度決算報告

3 2017 年度会計監査報告

4 2018 年度活動方針(案)

5 2018 年度予算(案)

働くみんなに、  
大きな安心。

中退共は、半世紀で 100 万社以上の中小企業に  
ご利用いただいている国の退職金制度です。

中退共 中小企業退職金共済制度

安全

国の制度だから安心  
新規加入や掛金を増額する場合、  
掛金の一部を国が助成します。

有利

掛金は全額非課税  
手数料もかかりません。

簡単

社外積立で管理も簡単  
納付状況や退職金試算額を  
事業主さんにお知らせします。



詳しくはホームページをご覧ください。

中退共

検索



(独)勤労者退職金共済機構  
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1  
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

# 労働委員会の動き

調整事件関係では、新規申請(あっせん)が3件(5件)、終結は1件(8件)でした。不当労働行為事件関係では、新規申立てが1件(8件)、終結は5件(13件)でした。

それぞれの事件の申請、申立て、終結状況は、次のとおりです。 ※括弧内は、平成30年の累計件数です。

## 調整事件一覧(4・5月 申請・終結分)

	事件名	調整種別	申請者	被申請者	申請日	調整事項	終結日	終結事由
終結	平成29年(調)第16号事件	あっせん	労働組合	社会福祉法人(医療、福祉業)	平成29年12月28日	・給料表の改定	平成30年4月20日	解決
申請	平成30年(調)第3号事件	あっせん	労働組合	株式会社(運輸業、郵便業)	平成30年4月24日	・配置換えの取消し		
	平成30年(調)第4号事件	あっせん	労働組合	学校法人(教育、学習支援業)	平成30年5月2日	・退職手当減額に係る就業規則の一方的不利益変更の取消し		
	平成30年(調)第5号事件	あっせん	労働組合	株式会社(情報通信業)	平成30年5月31日	・賃金未払い		

## 不当労働行為事件一覧(4・5月 申立て・終結分)

	事件名	申立人	被申立人	申立日	救済申立事項	終結日	終結事由
終結(和解等)	平成29年(不)第15号事件	労働組合	学校法人(教育、学習支援業)	平成29年5月23日	・誠実団体交渉実施 ・謝罪文の掲示	平成30年4月16日	関与和解
	平成29年(不)第35号事件	労働組合	株式会社(宿泊業、飲食サービス業)	平成29年12月27日	・団体交渉応諾 ・謝罪文の掲示	平成30年4月17日	関与和解
	平成29年(不)第24号事件	労働組合	有限会社(製造業)	平成29年9月22日	・解雇撤回、バックペイ ・誠実団体交渉実施 ・支配介入の禁止 ・謝罪文の掲示	平成30年5月8日	関与和解
	平成29年(不)第5号事件	労働組合	株式会社(製造業)	平成29年2月20日	・団体交渉応諾 ・謝罪文の掲示	平成30年5月21日	関与和解
	平成29年(不)第36号事件	労働組合	有限会社(サービス業)	平成29年12月27日	・誠実団体交渉実施 ・団体交渉応諾 ・謝罪文の掲示	平成30年5月23日	関与和解
申立て	平成30年(不)第8号事件	労働組合	株式会社(運輸業、郵便業)	平成30年5月25日	・賃金・役職の差別的取扱いの解消 ・差別的な配置転換の禁止 ・謝罪文の手交		

### 図書紹介



**ストレスとともに働く**  
事例から考えるこころの健康づくり  
岩崎 久志  
出版社 晃洋書房  
スクールカウンセラーや企業のカウンセラーとして、心理臨床を長年務めてきた著者が、心の健康やストレス・マネジメントをテーマに機関誌に連載してきたものをまとめます。基礎編では、心の健康やストレス、そしてストレスに対処する基本的な考え方を示し、次の編では、主に勤労者に向けたストレスに対処する実践的な展開、そして最後の編では、さまざまな場面で応用できる活用法を紹介します。



**検証働き方改革**  
問われる「本気度」  
日本経済新聞社編  
出版社 日本経済新聞社  
日本経済新聞朝刊で2016年8月から17年3月まで連載した「働く力再興」の記事を一部加筆修正してまとめた一冊。2017年3月の「働き方改革実行計画」策定後の政労使の動きも追う。各界キーパーソンへの多数のインタビュー、改革事例、提言、コラムなど多彩な内容が盛り込まれている。人口減による経済縮小の危機感を共有し、公平で合理的なワークルールを構築し、労働者の生産性の向上を図るには何が必要か? さまざまな視点から改革の理想像を探る。

# シリーズ **実務に役立つ労働判例**

## 直接・間接的な退職強要と不法行為

フクダ電子長野販売ほか事件 東京高判平29.10.18労働判例ジャーナル70号1頁

### 1 事案の概要

Y1(1審被告会社、控訴人)は、訴外F社の販売子会社の1つで、従業員は30数人でした。Y1社において、女性従業員は1審原告ら4名(被控訴人、以下、まとめてXらと呼ぶ場合がある)のみで、X1は経理・総務係長、X2は営業統括事務係長、X3は松本営業所2課事務担当、X4は松本営業所の技術の部署の事務担当で、X1、X2、X3はいずれも50歳代後半、X4は40歳後半でした。

Y1社で22年にわたり代表取締役だった訴外Hは別の子会社に転じ、平成25年4月に後任としてY2(1審被告、控訴人)が就きました。Y2は就任時の朝礼で、「係長もいる。女性の方もいる。これは私がした人事ではないから、私が『できない』と思ったら降格する」、また別の日の朝礼では、「社員の入替えが必要」「50代は性格も考え方も変わらない」と述べました。また、Y2はX2に「4人の給料で若い従業員を雇ってこき使った方が会社のため」と言いました。

棚卸しで、Hが社長を務めていた時期の交際費等の扱いについて、平成23年10月に税務署から指摘を受けたことが発覚し、Y2はX1を自室に呼び出して1,2時間、高圧的な態度で責め立てました。この件について懲罰委員会が開催され、X1は降格され賃金が下がりました。また、Y2は、平成24年夏季賞与について前任のHの評価が高過ぎるとして、X1について30%、X2は20%減額しました。X1、X2は定年まで数年残していましたが、退職願を提出しY1を退職しました。X1やX2に対するY2の言動を見聞きしていたX3、X4は、自分たちも同じ目に遭うと考えて退職しました。

Xらは、X1に対する降格処分、X1、X2の賞与の減額、(Xらの退職が自己都合退職として退職金が算定・支給されたため)会社都合による退職金との差額、Y2のXらへのパワハラについて慰謝料を請求しました。1審(長野地松本支判平29.5.17(労働判例ジャーナル65号))は、X1の降格処分及びX1、X2の賞与の減額を無効とし、慰謝料請求を一部認めましたが、退職金の差額請求を退けました。Y側が控訴し、Xらも附帯控訴しました。

### 2 判決の要旨

Y側の控訴棄却。Xらの差額退職金の請求を認容。慰謝料の額を増額。

(1)X1の降格処分は就業規則及びこれに基づく賞罰規程に違反し著しく不公正であって、本件降格処分は客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないから、無効である(原判決維持)。

(2)Y2は、X1、X2の賞与について、恣意的に減額の査定をしたものといわざるを得ず、減額査定には裁量権の逸脱濫用

があつて無効である(原判決維持)。

(3)Y2は、X1に対し、正当な理由なく批判ないし非難を続け、賞与を正当な理由なしに減額し、無効な本件降格処分を行うなどした結果、X1は勤務の継続を断念して退職するに至った等の事情を総合勘案すると、Y2の一連の行為は退職強要にほかならない。また、Y2は、X2の賞与を正当な理由なく減額し、「経理処理についてX2にも責任がある、刑事事件にできる材料がある、給与が高過ぎる、50歳代の社員は会社にとって有用でない」旨を述べており、Y1社にとってX2が不要である旨を伝えたことにはほかならず、退職強要に当たる。

さらに、X3、X4はX1、X2に対するY2の言動を見聞きしており、今後、Y2から自分たちにも同じような対応があると受け止めることは当然で、それぞれ退職願を提出し退職するに至った事情を総合勘案すると、X1、X2への一連の退職強要行為は、X3、X4にも間接的に退職を強いるものである。

(4)Xらは、Y2の一連の退職強要行為によって勤務の継続を断念し、退職願を提出して退職手続をとったもので、退職金の算定にあたり、会社の都合による退職として扱うのが相当である。

### 3 解説

本件は、小規模企業の会社代表者Y2による、女性従業員らに対する一連の言動は退職を強要したもので、違法な行為に当たると判断した事案です。Y2は、女性蔑視や年齢差別的な発言を朝礼や面談で繰り返していました。また過去の不適切な経理が発覚すると、X1らを高圧的に長時間責め立てました(「泥棒しなさいと言われたら、するの」「やくざみたいな会社だ」「いない人のせいにして」等)。Y2のXらへの対応を見かねてXらの上司に当たる男性管理職(訴外)が労基署に相談したところ「証拠を残すように」とアドバイスされ、Y2の発言を録音・メモしていました。

本件では、X1、X2らへのY2の退職強要が、X3、X4に対しても間接的に退職を強いるものであったとの判断をしています。そして、Xらの退職は、退職を直接又は間接的に強いられたものであるとして、会社都合の退職金が支給されるべきであるとしました。

いわゆるパワハラについて、厚生労働省の「職場のパワハラ防止対策防止対策についての検討会」は平成30年3月30日に報告書を公表し、パワハラを①優越的な関係に基づいて(優位性を背景に)行われること、②業務の適正な範囲を超えて行われること、③身体的若しくは精神的な苦痛を与えること、又は就業環境を害することの3つに整理しています。

法政大学法学部講師 山本 圭子(やまもと けいこ)

## いこいの村 あしがら から 特得プランのご案内

### 1 さかわコース (1泊)

夏期間限定(7/21~8/26)  
料金:1泊2食 10,800円~(税込)  
特典:プール入場無料(2日間)  
※ご夕食グレードUPプランとして(あしがらコース)  
ご利用詳細はお電話にてお問合せ下さい。

#### ※プール営業のご案内

営業期間:7/21~8/26まで **ご宿泊者無料** 営業時間:9:00~16:00まで  
料金:日帰り大人700円 小人(4才から6年生)400円 **ご宿泊者無料**

### 2 研修プラン

金曜・土曜・祝前日・年末年始・夏期を除く  
料金:1泊2食 7,560円~(税込)  
特典:会議一日一回につきコーヒーサービス  
※ご宴会プランも別途、ご相談申し受けます。

ご予約  
お問合せは

いこいの村あしがら

TEL 0465-82-2381  
FAX 0465-82-2384  
URL <http://www.iko.or.jp>

各プランご利用にあたって

・ご予約の際は必ずプラン名をお伝え下さい。 ・お部屋は全室和室になっております。  
・入湯税は宿泊1名様につき150円別途承ります。 ・1部屋4~5名様料金です。

## センターに寄せられた労働相談事例

**Q** (1回目の相談) 中小企業の経営者です。従業員10人で金属加工の仕事をしています。私が社長で、妻が専務です。これまで家族的な雰囲気、問題もなくやってきたのですが、数か月前に通勤手当の支給を巡り、若い従業員と口論になり「クビだ」と口走ってしまいました。翌日から、その従業員は出勤せず、時間も経ったので、もう終わったものと思っていました。



ところが、突然、甲ユニオンを名乗る労働組合から解雇についての団体交渉の申込みがありました。退職の手続きが終わってから数か月が経過しており、もう雇用していない労働者が加入する労働組合からの団体交渉に応じる義務があるのでしょうか。

**A** (1回目の相談に対する回答) 雇用の終了についての争いである場合、労働組合法上は、労使関係が継続しているものと考えるので、甲ユニオンからの団体交渉の要求には、応じる必要があります。なお、甲ユニオンは、所属している企業を問わず、一人でも加入できる労働組合と思われませんが、企業内にある労働組合と同じように労働組合法の適用を受けます。

労働組合法では、正当な理由のない団体交渉の拒否を不当労働行為として禁止しています。労使が話し合って問題解決を図るのが、団体交渉ですから、ご自分の主張があればしっかり労働組合に伝えることが大切です。労働組合との団体交渉の経験がない場合、団体交渉に応じることが不安だと思うのは、当然ですが、早期に労働組合との交渉の席につくことが問題解決の早道です。甲ユニオンと話し合いがつけば、合意した内容を確認して、書面(労働協約等)で約束をすることになります。

**Q** (2回目の相談) この前に相談した中小企業の経営者です。甲ユニオンとの話し合いの結果、お互いに感情的になったとして、従業員の方も謝罪したので、職場に戻ってきてもらいました。1か月位は、特に何もなかったのですが、復帰した従業員が昼休みに加入している労働組合のビラ配りをしたり、休憩室の壁にビラを貼ったりしており、困っています。労働組合であれば、会社内でこうしたことをやってもいいのでしょうか。

**A** (2回目の相談に対する回答) 労働組合法では、労働組合の一定の活動を保護していますが、一方で、会社には自社の施設を管理する権限があります。

労働組合のビラ配りやビラ貼りが、どこまで許されるかですが、机の上に黙って置いておくといった平穏な方法でのビラ配りなどは、職場規律を乱すおそれも少なく、施設管理への影響も少ないことから、正当な組合活動として認められた判例もあります。一方、壁へのビラ貼りは、場所、大きさや枚数にもよりますが、施設管理上の支障も大きく、場合によっては、施設の掃除等が必要となり、組合活動の正当性を巡って労働組合と対立することも考えられますので、ビラやポスターを決まったところに掲示してもらうよう労働組合用掲示板の設置等のルール作りの話し合いを行ってはいかがでしょうか。

掲示板の貸与は使用者の義務ではありませんが、労働組合との間で団体交渉のルールや労働組合活動についての取り決めをして、円滑で建設的な団体交渉ができる良い関係を築くことは会社の発展のためにも大切です。

**\* 労働相談は下記の本所・各支所でお受けしています。**

かながわ労働センター ( <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/cnt/f7579/> )

本所	横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ2階	☎ 045-633-6110(代)
川崎支所	川崎市高津区坂戸3-2-1 KSP西棟2階	☎ 044-833-3141
県央支所	厚木市水引2-3-1 県厚木合同庁舎3号館2階	☎ 046-296-7311
湘南支所	平塚市西八幡1-3-1 県平塚合同庁舎別館	☎ 0463-22-2711(代)

**\* メールでの労働相談にもお応えしています。**

かながわ労働センター メール労働相談

検索

# 全労済のこくみん共済で

ZENROSAI NEWS

広告

個人定期生命共済・こども定期生命共済・熟年定期生命共済・傷害共済・個人賠償責任共済・終身生命共済・個人長期生命共済

もしものときも  
安心!

全労済  
公式キャラクター  
ピットくん



賠償責任  
発生例 **自転車事故**

## 思わぬ出費に備えましょう!

**傷害安心タイプ** 月々の掛金 **1,200円**

加入できる方 **健康状態にかかわらず**  
満0歳～満59歳までの方  
(最高満60歳の契約満了日まで保障)

**シニア傷害安心タイプ** 月々の掛金 **1,200円**

加入できる方 **健康状態にかかわらず**  
満60歳～満79歳までの方  
(最高満80歳の契約満了日まで保障)

- ☑ 自転車で他人にぶつかり、けがをさせた
- ☑ 駐車中の他人の車に接触して傷をつけた など

主な保障

● **法律上の損害賠償** **最高1億円**  
(国内のみ)

※損害発生時点で、主たる被共済者と同居で、生計を一にする親族は保障の対象となります(同居の親族でも明らかに独立した生活と認められる場合は保障の対象となりません)。

● **入院・通院** (交通事故・不慮の事故)

部位・  
症状別 **18万円～**  
**0.75万円**



保障のことなら

**全労済 神奈川推進本部**  
全労済労働者共済生活協同組合連合会 (神奈川県労働者共済生活協同組合)

※上記の保障内容は制度の概要を説明したものです。ご契約の際には「パンフレット」「ご契約のてびき」を必ずご覧ください。

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいで組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。 14175062

広告

iDeCo(イデコ)でセカンドライフの安心を。

〈中央ろうきん〉の

# iDeCo

個人型確定拠出年金・愛称【イデコ】

iDeCoは公的年金に上乘せる私的年金制度の一種です。

老後のために、  
いまでできること。イデコ/

**iDeCoは3つの税制優遇**

掛金全額所得控除

運用益も  
非課税で再投資

受け取るときも  
大きな控除



iDeCo普及推進  
キャラクター  
イデコちゃん

〈中央ろうきん〉は、シンプルかつ低コストの商品ラインアップで  
長期的な運用をサポート!

iDeCoの制度内容や運用商品ラインアップ等は  
「ろうきんiDeCoスペシャルサイト」でチェック!



動画による制度の  
ご案内もあります/  
スペシャルサイト

<https://rokin-ideco.com/chuo/>

ろうきん 育てる年金

検索



今なら、うれしい期間限定の特典付き♪

特典1

〈中央ろうきん〉  
**iDeCo特割キャンペーン!**  
2019年3月末まで延長!

詳しくは、「ろうきんiDeCoスペシャルサイト」にて  
ご確認ください。

特典2

iDeCoをお申込みいただいた方に  
**クオカード(500円分)**を  
プレゼント!

※2019年3月末までに正式にお申込みいただいた方  
(加入者に限る)を対象とさせていただきます。

一般的な商品案内・資料請求は・・

ろうきん iDeCo 専用コールセンター:TEL0120-320-615  
(平日 9:00~21:00/土日祝 9:00~17:00)

詳しいご相談は・・

〈中央ろうきん〉の各営業店へお問い合わせください

※各営業店の連絡先については、ホームページ **ろうきん**  
(<http://chuo.rokin.com>) でご確認ください。 2018年5月1日現在

## 労働かながわ

平成30年7月2日発行 第714号

発行所/神奈川県産業労働局労働部労政福祉課

〒231-8588 (住所不要)

TEL 045-210-5739 (ダイヤルイン)

FAX 045-210-8873

住所、宛先などの変更のご希望や労働かながわに対する  
ご意見、ご希望、ご感想をお待ちしております。

●産業労働局労働部労政福祉課への問合せフォームを  
ご利用ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0607/>

職場の皆様にご覧してお読みください。